

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国・県と同様に、我が富士宮市でも少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化が進み、青少年を取り巻く環境にも大きな変化が訪れています。青少年をめぐっては、刑法犯少年の検挙人数は減少傾向にあるようですが、人口比では成人の約4.9倍と依然として高い水準にあり、少年の凶悪犯罪事件と万引き等の軽犯罪の低年齢化が目立っています。また、学校教育においても「いじめ」「不登校」の他、校内の問題行動も依然存在しており、対人関係やコミュニケーションの苦手な子ども・若者が増えています。さらには、ニートやひきこもりなど社会的自立の遅れている若者も目立ちます。このような状況の中、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に国の大綱である「子ども・若者ビジョン」が策定されました。これにより、地方公共団体は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進の枠組みを整備するとともに、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の支援を行うための、ネットワーク整備の推進を図ることが努力義務となりました。

本市では、第4次富士宮市総合計画の関連分野を踏まえながら、21世紀を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくため『富士宮市子ども・若者プラン～子ども・若者の自立を育み、支えあう家庭・地域をめざして～』を策定しました。本計画において、子ども・若者は未来を担う社会の能動的形成者という「子ども・若者ビジョン」の視点を取り入れ、地域のネットワークの中で、子ども・若者の社会的自立を支援します。

2 計画期間

本計画期間は、平成25（2013）年度から平成29（2018）年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

第4次富士宮市総合計画（平成18年度策定）が指示示す地域づくりの方向性を踏まえ、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画です。

静岡県の「“ふじのくに”子ども・若者プラン」を参考にしながら、富士宮市育て支援行動計画である「富士宮市いきいきプラン」（平成22年度から26年度まで）及び富士宮市教育振興基本計画（平成24年3月策定）に示された市

の子育て支援及び教育行政等における施策を踏まえ、また、富士宮市の現状を把握しながら富士宮市の子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っていきます。

4 子ども・若者の範囲と計画の対象者

本計画の子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満までの者としますが施策によっては、ポスト青年期の40歳未満の者も対象とします。なお、本計画では、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という用語を使用します。しかし、本計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。このように、施策により、対象となる子ども・若者の範囲は異なる場合があります。乳児などの場合は母親であったり父親などが主なる対象となったりする支援計画が設定されることもあります。

5 計画の基本方針、基本理念

国の大綱の「子ども・若者ビジョン」では、次に掲げる5つの理念を基本的な方針として示しています。

- (1) 子ども・若者の最善の利益を尊重
- (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- (3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- (4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- (5) 大人社会の在り方の見直し

本市の計画では、「子ども・若者ビジョン」の「子ども・若者を我が国の子ども・若者が就業し、保護者の保護から離れ、社会の一員として自立した生活を送る社会的自立の支援を推進します。

本市では、「人情のある有徳のまちづくり」を市の重点施策としていますが、「子ども・若者ビジョン」が目指す、子ども・若者像は5つの理念の(3)自己を確立し社会の能動的形成者となることです。これは、本市の目指す「人情のある有徳のまちづくり」と重なります。

子ども・若者が社会的自立をすることを支援するとともに、社会の能動的形成者となるための支援を進めます。そのために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や家庭・地域の大切さについての理解の促進等に努めるとともに、良好な家庭的環境を整え、子ども・若者と共に育つ地域づくりを推進します。

また、関係する国、県、市内の関係機関、N P O、民間団体等との緊密な連携に努め、誰もが活躍できる就業環境の実現に向けた施策の推進に取り組みます。

そこで「富士宮市子ども・若者プラン」の基本理念を次のようにします。

＜計画の基本理念＞

子ども・若者の自立を育み 支えあう家庭・地域をめざして

私たちは、子ども・若者が自ら進んで「高まろう」「伸びよう」という意欲を育て、社会的自立をすることの支援を進めます。また、「地域」を含む様々な関係諸機関が協力・連携し、困難を有する子ども・若者とその家族を支援していきます。

6 計画の基本的な柱

(1) 子ども・若者への支援

子ども・若者が生き生きと、主体的に生きていく力を身に付けることは、本市が目指す「人情のある有徳のまちづくり」につながります。学校教育においては、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という考えを根底に置き、子どもの教育的ニーズを把握し、適切な指導を行います。生涯にわたる学習活動の基礎を身につけさせるとともに、さまざまな体験活動に児童生徒が参加できるよう、地域人材の活用を推進するなど、社会全体で教育に関わる体制を整備します。

また、「確かな学力が育つ授業」の充実に向けて、基礎・基本の確実な習得と、それらを活用した思考力、判断力、表現力等の能力を高め、主体的に学習する態度を育てます。

さらに、子ども・若者が社会を主体的に生きていくための自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップを育むために、社会参加や体験活動を充実します。そして、異なる文化に接し理解を深めるための活動や、充実したキャリア教育を推進します。

子ども・若者は、家庭や学校、職場、地域などの出会いや体験を通して社会性を身に付け、資質や能力を伸ばします。そのためには、家庭、学校、地域のそれぞれの場で多様な人間関係や自然体験活動などの機会が保障されることが重要です。特に、子ども・若者が地域についての学習や地域コミュニティについて考える機会を確保することは、将来にわたり、地域の教育力を維持するために必要です。

子ども・若者の中には、学校生活には順応できたとしても、その後、就職

等で社会に出てからひきこもるケースが見られます。そこで、子ども・若者がスムーズに大人社会へ移行できるように支援する取組が重要となります。

一方、インターネット上に氾濫する過激な性描写や暴力表現等の有害情報から青少年を守るため、平成21年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するために必要な措置を講じることや、有害情報を遮断するフィルタリングの普及をすることが義務付けられました。

そこで、インターネットの無防備な利用の危険性についての意識啓発やフィルタリングサービス利用の促進を図ります。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族への支援（横の連携と縦の接続）

子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増し、社会生活を円滑に営む上で困難を有し、特別な支援が必要な子ども・若者がいます。ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上の困難を抱えていたり、心身に障がいを持っていたり、虐待をはじめとする犯罪被害を受けていたり、定住外国人であったりすることなど多岐にわたっていることから、それぞれに支援が必要です。

特に、子ども・若者育成支援推進法では、修業または就業のいずれもしていない子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上の困難を有する者への支援を行うことを求めていました。そこで、本計画では、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上の困難を有する若者やその家族を支援する取組を計画の重点として推進します。

また、子ども・若者の抱える問題は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などに関係する問題が複雑に絡み合っていることが多いため、関係機関、団体等が継続的に支援していきます。中でも仕事に関しては、大学・高校・中学と年齢が下がるに従って離職率が高くなり、離職した家庭の子どもは十分な学習が受けられなくなるといった「貧困の連鎖」が起こることになります。そのため、特に、困難を有する子ども・若者やその家庭に支援ができるように、家族と支援機関をつなぐ方策を検討します。（横の連携）

そして、困難を有する若者への支援が継続できるように、学校を卒業後、地域に存在する支援機関等に橋渡しできる仕組みづくりに努めます。（縦の接続）

(3) 子ども・若者を取り巻く地域環境づくりの推進

子ども・若者の育成支援を行っていくために、家庭、学校、企業、NPO及び地域などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら取り組む枠組づくりが重要です。このため、家庭、学校、企業、NPO及び地域などの相互の関係の再構築、関係機関等の連携による子ども・若者の社会参加の機会を確保します。

また、子ども・若者が社会を主体的に生きていくための環境整備をするために、新たな有害環境に対する迅速な対応を図ります。さらに、子ども・若者の育成支援のための運動の推進をはじめとした気運の醸成を積極的に行います。

(4) 推進体制の整備・充実

子ども・若者の抱える問題は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護雇用などに関係する問題が複雑に絡み合っています。そこで、計画を推進していくためには、市における全庁的な取組体制の強化を図る必要があります。

また、国・県と連携を強めていくことが重要です。

そして、子ども・若者が自立した社会の一員として成長するためには、様々な体験や他者との交流を図る必要があります。そこで、自治会や子ども・若者の育成団体、NPOなどの民間の団体などの地域の機関が担う役割を重視し、その育成や振興に努めるとともに、ネットワークの強化を図る必要があります。

7 計画の体系

